

令和 4 年度 第 1 回

## 小林市国民健康保険運営協議会資料

令和 4 年 5 月 16 日作成

小林市 市民生活部 ほけん課

## 次 第

- |   |            |   |        |
|---|------------|---|--------|
| 1 | 開会のことば     | 6 | 議長選出   |
| 2 | 委嘱状交付      | 7 | 報告及び議事 |
| 3 | 部長あいさつ     | 8 | 閉会のことば |
| 4 | 委員及び職員紹介   |   |        |
| 5 | 会長及び会長代理選任 |   |        |

## 報告及び議事

- |      |         |                                |
|------|---------|--------------------------------|
| 報告 1 | 令和 4 年度 | 国民健康保険制度について                   |
| 報告 2 | 令和 4 年度 | 小林市国民健康保険事業 特別会計 5月補正予算について    |
| 議題 1 | 令和 4 年度 | 国民健康保険税率について                   |
| 議題 2 | 令和 4 年度 | 小林市国民健康保険事業 特別会計 6月補正予算（案）について |
| 議題 3 |         | その他                            |

## 1 国民健康保険税の課税限度額

国民健康保険税の課税限度額について、法令の改正があり、令和4年度は3万円（医療給付分2万円、後期高齢者支援金分1万円）引き上げられます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	引き上げ額	令和4年度
課税限度額（現行）	930,000円	960,000円	990,000円	990,000円	30,000円	1,020,000円
医療給付費分	580,000円	610,000円	630,000円	630,000円	20,000円	650,000円
後期高齢者医療支援金分	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	10,000円	200,000円
介護納付金分	160,000円	160,000円	170,000円	170,000円	0円	170,000円
増減（前年度比）	40,000円	30,000円	30,000円	0円	30,000円	30,000円

## 2 国民健康保険税の未就学児均等割の半額

国民健康保険法の改正により、令和4年度から未就学児の均等割額が半額になります。

（単位：円）

均等割額	医療給付分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	軽減なし	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	7割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割軽減額		16,310	11,650	4,660		4,900	3,500	1,400		5,320	3,800	1,520
々課税額	23,300	6,990	11,650	18,640	7,000	2,100	3,500	5,600	7,600	2,280	3,800	6,080
未就学児軽減額	11,650	3,495	5,825	9,320	3,500	1,050	1,750	2,800	—	—	—	—
々課税額	11,650	3,495	5,825	9,320	3,500	1,050	1,750	2,800	—	—	—	—

※均等割額とは、被保険者ごとに課税される金額です。

財政支援 国「1/2」、県「1/4」、小林市一般会計「1/4」の財政支援

### 3 傷病手当金（新型コロナウイルス感染症に係るもの）

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者等に対し、時限的に支給する傷病手当金については、適用期間を 令和4年6月30日 まで延長します。

・ 支給額	1日あたり支給額（※1） × 支給対象日数（※2） （※1）直近3ヶ月の平均給与÷勤務日数×2/3 （※2）療養のための休暇期間のうち、4日目以降の日数		
・ 支給実績	令和2年度 0件	令和3年度 0件	
・ 財政支援	国・県による「10割」の財政支援		

### 4 国民健康保険税の減免（新型コロナウイルス感染症に係るもの）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し行う、国民健康保険税の減免については、令和4年度課税分についても実施します。

・ 減免割合	① 主たる生計維持者が死亡（又は重篤）な世帯 《減免割合》100%減免		
	② 前年比30%以上の減収が見込まれる世帯 （前年所得1,000万円以下、減少所得以外の前年所得が400万円以下に限る） 《減免割合》減少所得に係る保険税に対し、前年所得に応じて20～100%減免		
・ 実績	令和2年度：45件 9,542,600円	令和3年度：18件 3,380,500円	
・ 財政支援	国・県による「4割」の財政支援（令和2、3年度：10割）		

## 1 人事院勧告に伴う令和3年12月期末勤勉手当と共済組合負担金の減額（13名分）

(単位：円)

歳入	予算科目(款)	当初予算	5月補正額	補正後予算	説明
1	国民健康保険税	1,163,857,000	0	1,163,857,000	人事院勧告による職員賞与等の減額
2	一部負担金	2,000	0	2,000	
3	使用料及び手数料	805,000	0	805,000	
4	国庫支出金	1,000	0	1,000	
5	県支出金	4,473,032,000	0	4,473,032,000	
6	財産収入	1,000	0	1,000	
7	繰入金	581,900,000	△ 1,315,000	580,585,000	
8	繰越金	1,000	0	1,000	
9	諸収入	14,201,000	0	14,201,000	
歳入総額		6,233,800,000	△ 1,315,000	6,232,485,000	

(単位：円)

歳出	予算科目(款)	当初予算	5月補正額	補正後予算	説明
1	総務費	154,446,000	△ 1,315,000	153,131,000	人事院勧告による職員賞与等の減額
2	保険給付費	4,417,740,000	0	4,417,740,000	
3	国民健康保険事業費納付金	1,541,515,000	0	1,541,515,000	
4	保健事業費	94,914,000	0	94,914,000	
5	基金積立金	1,000	0	1,000	
6	諸支出金	15,184,000	0	15,184,000	
7	予備費	10,000,000	0	10,000,000	
歳出総額		6,233,800,000	△ 1,315,000	6,232,485,000	



令和4年度 小林市国民健康保険事業特別会計 6月補正予算(案)を編成しました。意見を求めます。

歳入 (単位:円)

予算科目(款)	当初予算	5月補正額	6月補正額(案)	補正後予算	説明
1 国民健康保険税	1,163,857,000	0	△ 71,615,000	1,092,242,000	税収見込額の減額
2 一部負担金	2,000	0	0	2,000	
3 使用料及び手数料	805,000	0	0	805,000	
4 国庫支出金	1,000	0	0	1,000	
5 県支出金	4,473,032,000	0	0	4,473,032,000	
6 財産収入	1,000	0	0	1,000	
7 繰入金	581,900,000	△ 1,315,000	0	580,585,000	職員賞与等の減額
8 繰越金	1,000	0	71,615,000	71,616,000	保険税の減額により不足する
9 諸収入	14,201,000	0	0	14,201,000	財源相当額を増額
歳入総額	6,233,800,000	△ 1,315,000	0	6,232,485,000	

歳出 (単位:円)

予算科目(款)	当初予算	5月補正額	6月補正額(案)	補正後予算	説明
1 総務費	154,446,000	△ 1,315,000	0	153,131,000	職員賞与等の減額
2 保険給付費	4,417,740,000	0	0	4,417,740,000	
3 国民健康保険事業費納付金	1,541,515,000	0	0	1,541,515,000	
4 保健事業費	94,914,000	0	0	94,914,000	
5 基金積立金	1,000	0	0	1,000	
6 諸支出金	15,184,000	0	0	15,184,000	
7 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	
歳出総額	6,233,800,000	△ 1,315,000	0	6,232,485,000	

(表) 主な予算の詳細\_歳入

(単位:円)

予 算 科 目	補正前予算(5月補正後)	補正額	補正後予算	説 明
1 国民健康保険税	1,163,857,000	△ 71,615,000	1,092,242,000	国民健康保険税については、令和4年度の所得情報等を基に試算しました。 試算の結果、予算に対し 71,615,000円減少する見込みです。 国民健康保険税の減収の理由については、被保険者の減少が考えられます。
一般現年課税分	1,105,241,000	△ 70,286,000	1,034,955,000	
医療給付費分	768,019,000	△ 48,350,000	719,669,000	
介護納付金分	90,346,000	△ 7,329,000	83,017,000	
後期高齢者支援分	246,876,000	△ 14,607,000	232,269,000	
一般滞繰繰越分	58,513,000	△ 1,329,000	57,184,000	
医療給付費分	39,476,000	△ 1,154,000	38,322,000	
介護納付金分	6,165,000	226,000	6,391,000	
後期高齢者支援分	12,872,000	△ 401,000	12,471,000	
退職者被保険者等	103,000	0	103,000	
8 繰越金	1,000	71,615,000	71,616,000	前年度からの繰越金を歳入財源として計上します。
繰越金	1,000	71,615,000	71,616,000	
その他繰越金	1,000	71,615,000	71,616,000	

(グラフ) 補正後予算における各費目の割合



## 連絡事項

## 1 協議会の次回開催予定

- ◆ 会議名 令和4年度 第2回 小林市国民健康保険運営協議会（令和4年9月議会関係）
- ◆ 開催日程 令和4年8月中（予定）
- ◆ 議題（予定）
  - ・ 令和4年度 国民健康保険事業特別会計 9月補正予算（案）の審議
  - ・ 令和3年度 国民健康保険事業特別会計 決算（案）の審議
  - ・ その他
- ◆ 留意事項 新型コロナウイルスの感染状況によっては、書面会議となる場合がございます。

## 2 先進地研修会について（お詫び）

先進地視察研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、当初開催予定であった令和2年度及び令和3年度は開催中止を余儀なくされました。令和4年度については、感染状況が収束されない状況や視察先の選定も困難な状況にありますので、今のところ開催を考慮せず予算を確保しておりません。ご理解をお願いします。

## 3 広報誌等の掲載について（お願い）

市の広報誌に委員の氏名を掲載することと、会議の議事録を市のホームページに載せることとの了承をお願いします。

## 委員名簿

任期 令和4年5月9日～令和7年5月8日

区分		推薦団体	氏名	備考
公益代表	1	区長会	高 妻 賢 士	
	2	区長会	山 田 博	
	3	民生委員・児童委員協議会	吉 脇 辰 男	
	4	民生委員・児童委員協議会	柿 木 由 紀 子	
保険医代表	5	医師会	園 田 定 彦	
	6	医師会	竹 之 内 剛	
	7	歯科医師団	丸 野 克 之	
	8	薬剤師会	福 森 一 真	
被保険者代表	9	野尻地区（男性）	岩 松 浩	
	10	野尻地区（女性）	竹 山 真 弓 美	
	11	須木地区（女性）	有 木 鈴 子	
	12	小林市消防団	芝 原 靖 彦	
被用者保険代表	13	宮崎県市町村職員共済組合	牧 寄 敦 子	

## 小林市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（抜粋）

（権限） 協議会は、市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応ずるとともに、必要があるときは、市長に意見を述べることができる。

（定足数） 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

## 職員紹介

市民生活部長：和田 龍一	ほけん課長：岩下 経一郎	ほけん課納税GL：釜崎 新	ほけん課後期GL：谷山 智子
		ほけん課国保GL：平原 雄貴	ほけん課総務GL：平田 悟